

最高裁判所第10回

「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」

に対する意見書

2024年（令和6年）2月16日

日本弁護士連合会

目次

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | 10回にわたる検証報告全体に対する意見の要旨 | 1 |
| 第2 | 本意見書の構成..... | 3 |
| 第3 | 第10回検証における地方裁判所及び家庭裁判所における実情調査について | 4 |
| 1 | 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情について（第10回報告書8 0頁以下） | 4 |
| 2 | 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情について（第10回報告書1 53頁以下） | 10 |
| 3 | 家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概要及び実情等について（第10回 報告書179頁以下） | 13 |
| 第4 | 迅速化検証の今後に向けての当連合会の姿勢と要望について..... | 19 |

最高裁判所第10回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」
に対する意見書

2024年（令和6年）2月16日
日本弁護士連合会

2023年（令和5年）7月28日、最高裁判所は、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）第8条第1項に基づく裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関して、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（以下「第10回報告書」という。）を公表した。第10回報告書は、「迅速化検証の現在地」として、迅速化法の施行以来20年間、10回にわたる検証報告の全体に関する部分と、今回の10回目の検証の報告部分に分かれるので、本意見書では以下、第1で10回にわたる検証報告全体に対する意見の要旨、第2で本意見書の構成として、迅速化法及びこれに基づく検証の趣旨並びに本報告書の概要を説明した上、本意見書別紙1、別紙2の趣旨を述べ、これらにより第1記載の意見の要旨の具体的理由を詳述する。次いで、第3で10回目の迅速化検証に関する意見を述べた上、第4で今後の迅速化検証に対する当連合会としての姿勢と要望を取りまとめた。

第1 10回にわたる検証報告全体に対する意見の要旨

- 1 迅速化法は司法制度全体の基盤整備法であり、裁判の迅速化のみではなくその充実の観点から司法基盤の整備をも求める法律であるが、これまで10回にわたる検証においては、司法基盤整備や制度改革の必要性の観点からの検証が十分になされたとは言い難い。
- 2 最高裁判所は、第1回から第5回の検証において、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的検証を行うとして、裁判外の社会的要因をも対象として多角的・実証的な分析を行った。迅速化法の趣旨に則り、客観的で有意義な検証が実施されたものと評価される。
- 3 第3回ないし第4回の報告書では、裁判所の人的・物的態勢の整備の必要性を最高裁自らが述べていたが、これらは、現在まで、国の政策の策定、実施に当たって十分に活用されるどころまで至っておらず迅速化法第3条の趣旨にそぐわない状況となっている。
- 4 第6回以降の迅速化検証は、手続の運用改善に力点を置いて、第10回まで5回合計10年間に及んだ。この間、検証とそのフィードバックを通じて、

民事、刑事、家事のいずれの分野においても手続の運用改善・創意工夫が進み、現場でも様々なプラクティスが見られるようになり、意識付けが進んでいると評価できる。しかしながら、第6回以降の検証で明らかにされた取組、創意工夫が、その当否も含めて法曹三者で十分に意識が共有され、どの事件でも、どの裁判所でも等しく適切かつ十分に理解、活用されているとまでは、評価し難い。また、司法基盤整備や制度改革の必要性の観点からの具体的検証事項が見られなくなっていることは遺憾である。

- 5 一審民事事件については、統計データでは、近時の新受件数は減少傾向にありながら、審理期間は長期化傾向となっていることが示された。この原因については、報告書の中で、紛争内容の質的な困難化（科学技術面の先端的知見を必要とする事件や、新たな取引形態が問題となっている事件、非典型的で要件事実や注意義務の整理が難しい事件、親族間紛争等の感情的対立の激しい事件など）が争点整理期間、全体の審理期間に影響を及ぼしていることがうかがえるとされており、このような質的に困難化している事件に対しては、争点整理手続など既存の手続の運用改善の視点のみならず、専門的知見の取得、証拠収集方法の拡充、証拠偏在案件への方策などを検討する必要がある。
- 6 刑事事件においては、大量の客観的証拠の整理・検討など既に多大な負担があつて手続進行への圧迫要因が生じており、証拠開示請求の現状があたかも長期化要因であるかのような受け止め方が見られたのは不当である。被告人の防御権を保障しつつ更に公判前整理手続の期間、審理期間を短縮するためには、機材等も含めた態勢面の拡充、身体拘束の改善、身体拘束されている被告人の公判対応準備の環境整備が求められる。さらに、全面証拠開示も含め、証拠開示に関する法的・制度的な改正の必要性も検討されるべきである。
- 7 家庭裁判所の繁忙度が高く負担が増していること、期日間隔が長くなっていることは、検証の結果からもうかがえる。当連合会も、2023年（令和5年）10月6日に開催した人権擁護大会において、家庭裁判所の人的、物的基盤整備を求め、「子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために、地域の家庭裁判所の改善と充実を求める決議」を採択した。

家庭裁判所に関する検証については、手続の運用改善のみならず、裁判官、書記官はもちろん、家裁調査官、調停委員の人数や繁忙度などにも観点を広げ、子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化、態勢の拡充を図る観点が必要不可欠である。
- 8 毎回の検証報告書に対する国民の関心、反響は低調と言わざるを得ず、その改善並びに裁判手続の充実に向けた問題意識の喚起・浸透が必要である。

第2 本意見書の構成

1 迅速化法は、司法制度全体の基盤整備法である。

すなわち、第1条で、迅速化法の目的が公正かつ適正で充実した手続の下で裁判の迅速化を図ることによって国民の期待に応える司法制度の実現に資することにあると規定した上、第2条第1項では、その裁判の迅速化は、充実した手続の実施とこれを支える制度及び体制の整備という、運用面、制度・体制面にわたる総合的な方策の推進によって行われるという基本的枠組みを明示している。第3条で、迅速化法にいう「裁判の迅速化」とはこうした基本的枠組みの下での迅速化を言うものとして国に必要な施策を策定・実施する責務を課し、第4条で政府に対し、第3条の施策に必要な法制上・財政上の措置その他の措置を講じる責務を課している。

2 迅速化検証は、迅速化法第8条第1項に基づいて実施され、2年に1回、検証報告書が公表されるもので、迅速化法の趣旨を活かし司法の基盤整備、充実しかつ迅速な手続を実現する上で極めて重要な位置付けを有する。迅速化法の施行後、2005年（平成17年）7月の公表を第1回として、今回は、第10回の迅速化検証に関する報告である。

3 第10回報告書では、従来と同様、前回の第9回報告書（2021年（令和3年）7月公表）以降の迅速化検証の結果をまとめている。加えて、今回の特徴として、第6回以降のフォローアップも5回・10年となったことから、特別に「迅速化検証の現在地」と題する章を設けて「司法研修所において実施した研究会」が取り上げられ、「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」（以下「検証検討会」という。）の座長である山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授の「裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望—」と題する基調講演と、任官5年から20年目の裁判官を対象とした令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）の議論の概要が「共同研究」として掲載された。山本座長の講演録における発言は、当連合会と意見を異にする点もあるが、迅速化検証の全体像を理解する上では、大変分かりやすい。

4 これに引き続いて、第10回報告書では「迅速化検証の振り返り」として、検証検討会での議論も踏まえて、迅速化法の制定から20年を経過した迅速化検証の経緯と分野別の振り返りが併せて行われている。

5 当連合会は、前記第1のとおり、迅速化法と10回に及ぶ迅速化検証に対する意見を述べた。この検証が20年間の長きにわたり、かつ、今後も継続を予定されている所以は、実証的な検証に基づく客観的な報告であり、その必要性

や有意性に対する高い評価があったからである。しかし、検証の結果は、現状では、司法基盤の整備及び手続の運用改善に十分に活かされるどころまでたどり着いていないと言わざるを得ない。

- 6 その一方で、第10回報告書の「迅速化検証の振り返り」の中で述べられている内容には、過去の報告書の中で基盤整備の観点から取り上げられていた内容に対する言及がないもの（そのため今後の課題からも抜けている。）、逆に、これまでの検証の結果と理解して良いか疑義がある記載が含まれていると思われる部分、誤解を生じるおそれのある部分、ないし踏み込み過ぎと思われる表現など、当連合会としては異論がある部分がある点が存在したので、この点に関しても、当連合会として意見を述べることにした。これらの部分に対する当連合会の意見は、本意見書に別紙1として添付したとおりである。
- 7 さらに、迅速化検証の報告書は2年に1回の割合で公表され、最高裁判所のウェブサイトにも全10回の報告書の全文が掲載され、当連合会の意見書もウェブサイトにおいて同様の取扱いをしているが、先に指摘したとおり、国民一般に十分に浸透しているとは思われず、本意見書に当連合会独自に迅速化検証を振り返る意見をまとめることにした。迅速化法の成立から、当連合会が、迅速化法は司法の基盤整備法であることを繰り返し強調してきたことを基本とし、各回の検証報告書の概要を紹介し、当連合会が、各回の意見書で指摘していたところを再度、確認し、この20年間の検証の結果と当連合会の意見を取りまとめたものを本意見書の別紙2として、添付することにした。
- 8 他方、「振り返り」とは別に専ら第10回として実施された検証の結果については、第10回検証に関する地方裁判所における民事第一審、刑事通常第一審、家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の検証結果の報告として、別途、まとめられている。この部分に関しては、これまでの報告書に対する当連合会の意見と同じく、本意見書第3の部分で、第10回報告書の内容に触れながら、当連合会の意見を述べることにした。
- 9 終わりに、第4で当連合会としての迅速化検証に対する姿勢と要望を述べることにした。

第3 第10回検証における地方裁判所及び家庭裁判所における実情調査について

1 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情について（第10回報告書80頁以下）

(1) 民事第一審訴訟事件の概況について

民事第一審訴訟6事件の新受件数は2015年（平成27年）以降おおむ

ね横ばいとなっていたが、近年は減少に転じている。

反面、平均審理期間は、2016年（平成28年）に8.6月であったものがその後長期化に転じ、2021年（令和3年）、2022年（令和4年）ともに10.5月と統計数値上で再び長期化傾向が見られる。既済事件のうち審理期間が2年を超える事件の割合も前回の7.8%から9.9%へ増加し、平均期日間隔が長くなるなど争点整理期間が長期化している。また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数は前回より減少したものの、全未済事件に占める割合は近年増加傾向が続いている。

民事第一審訴訟事件の新受件数が横ばいであるかやや減少しているにもかかわらず審理期間が長期化の傾向を見せていること、争点整理期間の長期化が明らかであること、加えて審理期間が2年超の未済事件の割合が増加傾向にあることは、第7回報告書以来、検証で明らかになっている。他方で、2020年（令和2年）以降の審理期間長期化の背景には、同年初頭頃からの新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあるものと思われる。審理期間の長期化については、民事第一審訴訟事件の全体が長期化しているとの単純な見方ではなく、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響も考慮しつつ、全体の統計数値だけではなく、事件類型別や事件の質的困難化の観点からも分析を行い、より正確に把握する必要性がある。

(2) 医事関係訴訟について（第10回報告書99頁）

医事関係訴訟の新受件数は2009年（平成21年）以降年間700件台から800件台前半で推移していたが、2022年（令和4年）は減少し、643件であった。平均審理期間は、2020年（令和2年）は26.7月、2021年（令和3年）が27.5月、2022年（令和4年）が26.6月と、前回報告（令和2年）以降は新型コロナウイルス感染症拡大等の影響も考えればおおむね横ばいといえる。他方で2022年（令和4年）の人証調べ実施率（33.7%）や同鑑定実施率（同5.8%）は2020年（令和2年）の人証調べ実施率（35.9%）、同鑑定実施率（7.0%）よりも低下し、それぞれ2011年（平成23年）、2008年（平成20年）から低下傾向が続いている。

必要な人証調べや鑑定をきちんと実施しつつ審理期間の長期化を防ぐ観点から、引き続き注意を要する。

(3) 建築関係訴訟について（第10回報告書109頁）

建築関係訴訟では、近年おおむね1950件から2050件程度で推移していたが、2022年（令和4年）の新受件数（1828件）は2020年

(令和2年) (1970件) より減少した。建築関係訴訟全体の審理期間は、比較的審理が長期化しにくい瑕疵主張のない建築関係訴訟の審理期間(2020年(令和2年) 13. 8月、2022年(令和4年) 15. 3月) が長期化したことで、2020年(令和2年) の19. 7月から2022年(令和4年) は21. 3月とやや長期化した。既済事件のうち瑕疵主張のある建築関係訴訟においては審理期間が2年を超える事件の割合が47. 0%と2020年(令和2年) (48. 0%) より若干減少したが、2018年(平成30年) (40. 2%) と比べると増加している上、瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(20. 1%) も2020年(令和2年) (17. 4%) より増加している。

前回(2020年(令和2年)) 以降の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあると思われることを加味しても、長期化傾向に歯止めがかかっていない。

(4) 知的財産権訴訟について(第10回報告書120頁)

知的財産権訴訟では、2022年(令和4年) の新受件数(479件) が2020年(令和2年) の新受件数(492件) に比べてほぼ横ばいであり、審理期間は2020年(令和2年) の15. 4月よりも長期化して16. 7月となった。

前回(2020年(令和2年)) 以降の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあると思われるほか、知的財産権訴訟では事件数が少ないため長期化した事件の終局が審理期間の統計数値を長くする可能性がある等の事情はあるが、既済事件のうち審理期間が2年超の事件の割合(23. 7%) が2020年(令和2年) (19. 1%) から増加しているなど、注意を要する状況にある。

(5) 労働関係訴訟について(第10回報告書125頁)

労働関係訴訟では、これまでの報告でも一貫して2009年(平成21年) 以後新受件数が高い水準で推移していることが指摘されてきたが、2020年(令和2年) の新受件数が1992年(平成4年) 以降で最多の3964件となった後にやや減少し、2022年(令和4年) の新受件数は3298件であった。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響の考慮を要するが、平均審理期間の長期化傾向が続いており、2020年(令和2年) に15. 9月であったのが2022年(令和4年) は17. 2月となっている。審理期間が6月以内の事件の割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に低く、1年超2年以内の事件の割合は顕著に高いという前回の報告は、今回の統計数値

においてもその傾向を強めている。

また、労働審判の新受件数も2020年（令和2年）には3907件と過去最高となった後にやや減少し、2022年（令和4年）に3208件となったものの、依然として高水準となっている。3月以内に終局した事件の割合は56.9%と2020年（令和2年）の44.9%よりは増加したものの、2018年（平成30年）の67.0%（第9回報告書106頁）と比べるとその割合は低下したままとなっている。

今後も労働関係事件数が顕著に減少するとは思われず、質的に困難化する可能性も高いことから、労働審判員も含めた態勢の強化を図るべきである。

(6) 行政事件訴訟について（第10回報告書135頁）

行政事件訴訟の新受件数は2016年（平成28年）から2020年（令和2年）まで減少傾向が続いていたが、2022年（令和4年）は1834件と2020年（令和2年）の1692件より若干増加した。2022年（令和4年）の平均審理期間は16.4月と2020年（令和2年）の15.9月より若干長期化した。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響も考えればほぼ横ばいとの評価ができる。2022年（令和4年）の双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は47.0%と2020年（令和2年）の51.4%より減少した。2022年（令和4年）の双方に訴訟代理人が選任された事件における平均審理期間は25.5月と2020年（令和2年）の23.2月よりやや長期化した。この点も新型コロナウイルス感染症拡大等の影響が考えられる。

行政事件訴訟では、ほとんど全ての事件が合議体で審理されること、争点整理手続の実施率が低いこと、大半の事件が判決による解決となること等、民事第一審通常事件とは異なる特質があり、かかる特質を踏まえた具体的な審理の充実・迅速化の方策を検討していく必要がある。

(7) 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要

上記1ないし6の最新統計データの集約を踏まえて、第10回報告書142頁では、第9回報告書までと同様、民事第一審訴訟事件について争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあり、争点整理期間が長期化している状況からは、裁判所と当事者間で主要な争点や重要な証拠についての認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれると述べている。

他方、2020年（令和2年）2月以降、全国の地方裁判所（支部を含む。）において、IT化・フェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議等のI

ITツールを活用した争点整理が行われるようになったことから、今回の実情調査ではIT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題に関して、争点整理手続におけるウェブ会議の活用状況や運用上の工夫例のほか、IT化・フェーズ1が平均審理期間の長期化等従前からの課題に与えた影響等について実情調査が行われた。

これに加えて、合議体による審理の現状と課題についても前回までに続いて実情調査を行い、これまでに採られてきた方策の進捗状況や、ITツールの導入による変化等についても調査対象とされた。

(8) 「2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果」について

実情調査の対象は、2020年（令和2年）2月からフェーズ1の運用を開始した庁の中から、異なる地域に所在する大規模庁本庁1庁及び中規模庁1庁並びにこれらの庁に対応する弁護士会所属の弁護士である。これらの庁は、他庁に先行してフェーズ1の運用を開始しており、特に先進的な取組が行われているため、第10回報告書も述べるとおり、今回の実情調査の結果は全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点に留意が必要である。加えて、実情調査の対象となった弁護士会所属の弁護士も、ITを活用した争点整理等への問題意識の高い会員であると思われ、弁護士からの聴取結果が一般的な弁護士の見解を代弁したものとは言い切れない点についても留意が必要である。

(9) 争点整理の現状等

第10回報告書142～143頁の「ア 争点整理の現状等」の「(ア) 期日等の指定の実情」の「① 方向性協議の拡大」においては、「方向性協議」と呼ばれるプラクティスが広まりつつあること、ウェブ会議等の方法により初回期日から方向性協議が行われていること、裁判所から、方向性協議により全体として審理期間が短縮しているという意見があったこと、弁護士からも方向性協議がうまく機能すれば迅速化につながるのではないかと指摘があったこと等が紹介されている。

方向性協議は、争点・事案の全体像の早期把握に資するものとされているが、全ての事案において早期に争点を整理することが可能とは言えず、また裁判の流動性にも十分に配慮する必要があることから、真に審理の充実を確保した上での迅速化につながるものであるか、今後も的確にその在り方を議論していくことが必要と考える。このほか、提訴段階の参考事項聴取、事前照会にも言及されているが、これらが他方当事者の関知しないところで行われることから、手続の公正を害する懸念は無いかなども検討する必要がある。

る。

(10) 口頭議論の活性化

第10回報告書143～144頁の「ア 争点整理の現状等」の「(イ) 期日における争点整理の充実の視点」の「① 口頭議論の活性化」においては、裁判所・弁護士の双方から、従前と比べて口頭議論が活性化しているという意見が多く述べられたことが紹介され、その背景としてITツールの導入があるとされている。しかし、口頭議論の活性化はIT化とは直接の関係がなく裁判官次第であるとの意見も弁護士会内にはあるほか、口頭議論が活発であればいかなる事案も争点整理が充実するのかの疑問もあり得るところであって、IT化が口頭議論の活性化と審理の充実・迅速化に合理的かつ十分にリンクするかどうかは今後も注視していくべき課題である。また、弁護士からは、ノンコミットメントルールが浸透しているかどうかは分からないという指摘もあり、この点も課題である。

(11) 合議体による審理の実情と課題について

第10回報告書146頁では、合議体による審理の実情として、合議に付されるべき事件は適切に合議に付されていると思われること、合議体による審理においては、①付合議によって各裁判官の知見や経験等を集約してバランスの良い合理的な審理・判断が期待できる、②合議体での検討により、争点整理や和解案の提示の場面でより説得的な説明が可能になる、③単独事件で進行に苦慮している事案では付合議によって審理が大きく促進される、といった意見が出されていることが述べられている。事件の質的困難化が争点整理期間に影響を及ぼしていることがうかがわれる中で、合議体による審理の積極活用が成果を挙げ、肯定的に受け止められていることは第10回報告書記載のとおりであり、今後も更に合議体による審理を積極的に活用していくべきことに異論はない。

しかしながら、合議体による審理もまた各裁判官が繁忙な中で行われており、単独事件の担当裁判官が合議体での審理を求めることを躊躇したり、右陪席裁判官が実質的に合議に加わるための十分な検討時間を取れなかったりする可能性がある。第9回及び今回の実情調査ではかかる指摘は現れなかったが、第8回の実情調査では指摘が出たところでもあり、付合議により時間が掛かってしまう事案も生じている可能性は否定できない。

現状の人的態勢を前提とした合議体活用のための取組、工夫では、そろそろ限界も考えられる。合議体による審理を更に積極活用し、充実した争点整理を行うためには、人的態勢の拡大が不可欠である。

(12) 検証検討会での議論及び今後に向けて

第10回報告書148頁では、検証検討会での議論として、そもそも迅速化に対する意識が一部の裁判官・弁護士において高まっていないという面があるのではないかとの指摘や、準備書面が期限までに提出されない場合が多く、期限を守る文化を作るための努力をする必要があるとの意見が出たことが記載されている。

確かに、期限遵守の意識に欠ける対応や、迅速な審理に無関心な態度は厳に慎まなければならないが、他方で第10回報告書が紹介しているように、訴訟についてはじっくり進めたいという当事者心理があることも事実である。かつ、訴訟事件への対応は、目的物を納期に納品するという取引行為とは違い、他方当事者の主張立証や裁判官による事案把握・争点整理上の問題意識、準備書面の内容に関する当事者との調整、解決の在り方（解明優先か早期収拾かなど）についての当事者の意向など、複合的な状況変化の中で進められていくものであるから、それらを切り捨てて単に「迅速」「期限遵守」の観点に偏し、準備に時間が掛かることを批判するのは適切でない。

第6回以降の迅速化検証が、争点整理手続の充実に向けた運用改善の取組等に着眼して行われてきている経緯はあるが、その検証の成果を踏まえて今後に向けての課題を述べるならば、運用改善と両輪を成す態勢強化の重要性についても明言すべきである。

2 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情について（第10回報告書153頁以下）

(1) 刑事通常第一審事件の概況について

事件数（新受人員、終局人員）及び平均審理期間は、2013年（平成25年）以降おおむね横ばいの状況であったところ、近年は事件数について減少傾向、平均審理期間については長期化傾向が見られ、特に否認事件の長期化傾向が顕著であると報告されている。言うまでもなく刑事事件においては被告人の防御権確保の要請があり、長期化を直ちに問題視すべきではないし、否認することも正当に保障された権利行使である。事件数の減少傾向にもかかわらず平均審理期間が長期化している要因については、適切な分析がなされるべきである。

(2) 裁判員裁判対象事件の概況

近年はおおむね横ばいの状況であったが、全体としては減少傾向にある。平均審理期間及び審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、近年は再び長期化傾向が見ら

れるとしている。通常第一審事件と同様、被告人の防御権確保を前提とした上で、長期化している要因について適切な分析がなされるべきである。

(3) 「刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果」について

今回の報告は、大規模庁及び中規模庁の地方裁判所本庁である裁判所並びにこの裁判所に対応する検察庁及び弁護士会（ヒアリング対象は個々の弁護士）の合計2か所で行われた調査に基づいているため、長期化の要因を確認するという目的に対して、聴取・収集された情報の量や多様性、普遍性に一定の制約があることは踏まえて理解すべきである。以下、個別の点について言及する。

① 事件内容の観点から、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の量の増加や解析、確認作業の負担が公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているとの認識は当連合会も同じであるが、客観的な証拠の開示の準備のために要する機材や人員確保など検察庁の人的物的な態勢強化及び留置施設において被告人が防犯カメラ映像等の電子的証拠の閲覧を可能とすることが必要である点にも触れるべきである。科学的・専門的知見が問題となる事件においては、当該分野の専門家が少ない地域かどうかにかかわらず、専門家の確保や協力を得るための調整に労力を要することがあるとの点も同じ認識であり、当事者、特に弁護人による専門家へのアクセス容易化の方策は極めて重要というべきである。検証検討会で委員から指摘が出たとおり、専門家へのアクセスの問題は法曹三者の努力のみでは限界があり、制度の問題として対応することが早期かつ実効的な改善につながる。そのための道筋につき今後は検証検討会等で更に具体的な議論をするべきである。

捜査段階で黙秘する事件の増加の影響は、黙秘することそれ自体で長期化するわけではないとの認識も同じである。当然のことながら黙秘権は被疑者の基本的な権利であって、迅速化を理由として被疑者の黙秘権の十全な保障が欠けることがあってはならない。

② 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮に関して、検察官側から、類型証拠開示を重ねた上で予定主張記載書面を段階的に提出して、これと併せて数回にわたって争点関連証拠開示請求が行われることも少なくなく、そのような場合に公判前整理手続が長期化するとの指摘があるとの記載がある。しかし、全ての証拠が手元にある検察官と違って、弁護人側は類型証拠開示請求によって初めて必要な証拠の開示を受けられるのであり、可能な限り全ての証拠の開示を受けて検討することは被告人の当然の権利であ

る。類型証拠開示請求の結果、重要な証拠の存在を知る場合もあり、その場合は再度の開示請求が必要となる。事案によっては更に争点関連証拠開示請求を行う必要が生ずることもある。このような被告人の権利行使がときに公判前整理手続の進行に期間を要する一因になったとしても、被告人の防御の観点からやむを得ないというべきであり、迅速化を妨げるマイナス要因であるかのような位置付けをすべきではない。

検察官は、起訴後速やかに請求証拠を開示して弁護人及び被告人の証拠検討の開始時期を早めるよう努めるべきであり、弁護人の証拠開示請求に対して積極的かつ迅速な開示をすることが、被告人の権利保障と裁判の迅速化の両立に寄与する。全面証拠開示や証拠の電子データによる作成・管理及び発受が迅速化との関係でも有用であることを重視すべきである。

主張整理について、法曹三者から種々の意見が出て認識の相違も見られるところであるが、被告人の防御権の尊重という大原則はいかなる議論においても軽視されてはならない。当事者の活動という点では、被告人の身体拘束が弁護人側の準備に多大な制約・負担となっていることから、身体拘束の問題にも目を向けて検討すべきである。

(4) 「今後に向けての検討」について

第10回報告書176頁では、公判前整理手続が長期化することの弊害や、迅速・充実化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の在り方について更に議論を深め、認識を共有するとともに、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であると指摘する。

しかしながら、公判前整理手続の在り方について法曹三者それぞれが研鑽を積み、議論を深めて認識を共有するのは当然のことであり、そこに言及するだけでは十分でない。

迅速化検証はより積極的に、公判ないし公判前整理手続の長期化の原因を探り、その手当ての必要性や考えられる方策を浮き彫りにし、迅速化法の基本的趣旨に立ち返って、予算措置や態勢面を含めた司法の機能強化を推進する議論であるべきである。刑事裁判手続においては、公正かつ適正な手続の確保は絶対的な要請であり、刑事裁判の主体である被告人の権利・利益が審理期間を理由にして軽視されてはならない。公判前整理手続の基本的な在り方は、正に手続の公正・適正に深く関わる部分であり、協力医の不足、鑑定人の確保など外在的要因や態勢面について具体的な問題意識を明示し、改善につなげることが迅速化検証の役割として必要である。

なお、第10回報告書には、民事分野においても口頭議論の活性化について議論されており「ノンコミットメントルール」など意識的に取り組まれている方策もあるとして、参考にしつつ今後の取組を進めることも有用であろうとの記述がある。しかし、公判前整理手続はあくまで審理計画の策定のために主張と証拠を整理する手続であって、起訴状一本主義や、裁判員が公判で初めて具体的な事件内容を知る手続構造からすると、ノンコミットメントルール下における民事事件の争点整理のように、公判前整理手続における「議論」が裁判官の心証に影響し得る前提の議論は、参考対象として適切ではない。

(5) 刑事裁判の基盤整備の必要性

今回は検証対象でないため第10回報告書には明示されていないが、裁判員裁判を始めとする刑事裁判が、裁判官、検察官及び検察事務官の不足、法廷の不足により遅延している可能性、あるいは今後遅延が生じる懸念など態勢面にも目を向けた検証を行うことが不可欠というべきである。

また、刑事裁判の迅速化のためには、証拠のデジタル化、証拠解析のためのシステム改善、検察庁の人的・物的態勢の強化、被告人が証拠を十分に検討できるかに配慮した適切な保釈の運用（刑事訴訟法第90条参照）、拘置所においても被告人がデジタル証拠を検討できる環境の整備、必要な数の国選弁護人の選任なども視野に入れて検討することが必要である。

3 家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概要及び実情等について（第10回報告書179頁以下）

(1) 家事事件全体の概況

- ① 別表第一審判事件については前回と同様に増加傾向にあり、別表第二事件については、新受件数は調停事件を中心におおむね高止まり状態にある。平均審理期間は緩やかに長期化しているが、2020年（令和2年）に大きく長期化したものの、2022年（令和4年）にそれまでの平均審理期間の長期化が一段落した。要因としては新型コロナウイルス感染症拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現われつつあることが考えられるとしている。

客観的な統計数値の動向や評価については特に異論はないが、家庭裁判所の裁判官、家裁調査官、調停官及び調停委員の人数についての調査

は今回もなされていない。平均審理期間の動向と、調停運営改善等運用上の取組の成果に言及するのであれば、人的・物的態勢の客観的状況も併せて検証することで初めて全体として家事事件の概況・問題点が説得力のある客観的全体像として把握され、今後の改善により強力かつ適切につながるというべきであって、家庭裁判所の人的態勢の検証は急務というべきである。

- ② 遺産分割事件において平均期日間隔が2.5月、婚姻関係事件では平均期日間隔が2.0月、子の監護事件では2.1月とされている。期日間に家裁調査官による調査を行う事情があるなどの場合以外に、次回期日が2か月以上先になるのは迅速性に欠けると言わざるを得ず、とりわけ家庭裁判所の事件の多くが当事者にとって最も切実な家族・身辺の事情や、感情面の負担を伴う案件であることを考えれば、利用者の負託に応えるものとは言い難い。かかる期日間隔の原因が調停室、試行面会室、電話調停のための電話機などの物的設備の不足や、調停委員、調停官、家裁調査官などの人的態勢の不足にあるのであれば、極めて重大な問題である。
- ③ 人事訴訟事件は前回（8568件）よりも増加して8985件となり、近時の平均審理期間の長期化傾向が依然として続いていることが明らかにされた。平均期日間隔が前回の1.9月から2.3月となったことについて、第10回報告書は新型コロナウイルス感染症拡大等の影響が残っていることもあるものと思われるとしているが、資料収集の範囲や可否をめぐる議論や、資料収集自体により期日間隔が長くなっている可能性を指摘せざるを得ない。

(2) 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

① 実情調査の位置付け

第10回報告書218頁によれば、第9回報告書において、メリハリのある調停運営を実現するための方策について、裁判所関係職種間、弁護士も含めて検討、実践、検証を重ねていくことが重要であるとの課題、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理の在り方という課題等が示され、そのために、第10回の迅速化検証において、これらの課題に対応する実情調査を行ったと記載されている。

一方で、当連合会では、第9回報告書に対する意見書において、家庭裁判所の態勢強化の必要性の項目を設け、家庭裁判所の基盤整備の必要性について意見を述べた。しかしながら、第10回の実情調査においても態勢面の実情、基盤整備についての調査は行われず、運用面の調査の

みにとどまっている。家庭裁判所にも審理の迅速性が求められる中、態勢面の客観的状況の把握をすることをせず運用改善の取組の成果という観点だけで実情を語るのは、検討が不十分と言わざるを得ない。

当連合会においては、①家裁調査官が慢性的に不足しており調査官調査が控えられている、②家裁調査官が本庁のほか支部も担当しているために、特に支部の事件ではなかなか調査期日が入らない、③部屋が足りないために調停期日がなかなか入らない、④スピーカーが付いていないなど電話の機材が不十分であり、電話会議による調停では話しにくく声が聞き取りづらい、⑤機材の設置に手間が掛かり書記官の負担であるために、機材の数があっても調停でウェブ会議が十分に活用されていないことがあるなど、様々な声が寄せられている。

運用面だけでなく態勢面からも検証が必要であり、また例えば電話やウェブ会議の機材が十分に活用されていないとしてもそれだけでなく、なぜ活用されていないのかという観点からの検証を求める。

② 実情調査の結果

第10回報告書218頁では、依頼者・代理人ともにウェブ調停や電話調停のニーズが高まっているとの実情の報告があったとされている。

確かに、ウェブ調停や電話調停が望ましい事案や、ウェブ調停や電話会議を望む当事者もいる。しかし、電話調停では非言語的コミュニケーションはほとんど取れない。ウェブ調停では、電話会議よりは非言語的コミュニケーションが取れるが、対面より劣るし、ウェブ調停での画面が小さいことや空間を共有していないことで調停委員に十分に伝わっているか不安を感じ、対面を望む当事者も一定数認められる。また、ウェブ調停や電話調停では、当日提出された資料が調停の資料として使えないというデメリットが指摘されており、ウェブ調停や電話調停については、ニーズの高まりを肯定的に紹介するだけでなく、ウェブ調停や電話調停への向き不向きや、制約や不安材料も踏まえた上で利用者の視点に立った運用が望まれる。

調停期日を午後に2枠とすることについては、当該期日にすべきことが比較的明確な案件や、短時間で終わる見込みの事件には有用であるとの声は当事者側からも上がっている。しかし、時間不足のため当事者が十分に話を聞いてもらえなかったと不満を持ち、かえって円滑な調停の進行に支障を来す場合もある。第10回報告書219頁では、予定時間を延長する必要がある場合には空いている部屋を確保するなどして柔軟

な対応が採られている実情が紹介されたとの記載があるが、調停室の数や当日の期日の状況によってはそうした対応が不可能で、当該期日を予定時間だけで終わらせ、その期日に対応されるべき課題を次回に持ち越してしまっていることもあると考えられる。特に第1回など早い段階の調停期日においては、周辺事情も含めて当事者と調停委員との間で信頼関係が構築されるだけの十分な時間を取ることが早期適正な解決のために重要であり、調停の時間枠については、最初に信頼関係が築けないとその後容易に取り返しがつかないことから、事案の内容や進捗度合いを適切に踏まえた運用が望まれる。午後に調停期日2枠を用意してなるべく時間内に抑え、時間不足であれば柔軟に対処するというのは、十分な調停室が確保できていないことの現れでもあり、改善が望まれる。

また、提出期限を過ぎても書面や資料が提出されない場合には、書記官から提出を促す連絡をしているが、提出されない場合もあるとの報告がある。確かに、期日において当事者が次回期日までに提出することを約し、事前に他方当事者にも閲覧させることを承諾した書面については、当事者双方が十分に準備した上で調停に臨むことができるよう、裁判所からも当事者に提出を促すなど書面の提出期限の管理を強めることも有用であると考えられる。

第10回報告書221頁には、離婚調停における離婚の可否や親権者の判断について、裁判所に見通しを伝えてほしいとの意見や、見通しを伝えることは慎重に検討すべき、課題を示す形で伝えてもらった方がよいとの意見があった旨の記載がある。確かに、養育費や婚姻費用などについては調停委員会より見通しを伝えた方がよい事案が多いと思われる。しかし、離婚自体や親権が争われている事件においては、調停と訴訟の役割が異なるため、調停段階では主張内容や資料の取捨選択や提出についてあえて慎重に対処しているケースも少なくなく、見通しを伝えることは事案に応じて慎重に判断すべきである。

(3) 今後に向けての検討

- ① 第10回報告書224頁では、必要な聴取項目等を整理した手控えの様式、審理ロードマップ等の作成について好意的に捉えられている。これらの書式は、当事者の共通認識を醸成しやすくなる、家事に不慣れな裁判官のレベルアップを図りやすいなど、有用な面もあるが、言うまでもなく、当事者の思いや置かれている状況は同じではないため、個々の案件の相違、具体的状況を見逃した画一的な運用にならないよう、事案の特性に応じて

柔軟に対応するよう注意すべきである。

また、第10回報告書では審理ロードマップがどのように作成されるのかには言及されていないが、裁判所単独で作成するのではなく、当事者の立場に近い代理人弁護士からの意見を踏まえないと、当事者にとっては実情に沿わないものになるおそれもある。審理ロードマップは、弁護士会に共有するだけでなく、弁護士会からの意見も踏まえて作成し、また、定期的に改訂の必要性がないか、問題のある運用がなされていないかなどを常にチェックする必要がある。

- ② 調停時間や期日の回数について目安を設けることが好意的に捉えられているが、画一的で硬直した運用にならないよう事案に応じて柔軟に例外的な対応する必要があるとともに、傾聴の姿勢を損ねないように運用する必要がある。

そうでないと、人事訴訟まで見据えた場合、紛争の長期化を招きかねないおそれすら認められる。

- ③ 認識共有のためのホワイトボード等の活用は評価できるが、庁によっては、ボード面の写真撮影が許されず、当事者がホワイトボードに記載された内容を自分で紙に書き写す必要があり、柔軟性に欠け不便であるという声もある。調停委員会で正式に確認した内容や、次回期日までの課題等、調停委員会が当事者に対してボード等に記載した内容を書き写すことを求めるものについては、裁判所において印刷できるホワイトボードを導入し、必要に応じてプリントアウトして当事者に渡すなどの対応をするべきである。
- ④ 当事者双方同席での事情聴取については、かかる方法になじむ事案や当事者もあること、ときに早期の認識共有に資する事案があることは否定しない。しかし、当事者間で任意に解決できず調停手続になっていること自体が既に、当事者間で葛藤を生じていると評価するべきであり、基本的には双方の同席は慎重に判断・運用する必要がある。
- ⑤ 実情調査において、当事者と一体となって過熱気味になる弁護士の存在や人事訴訟に不慣れで焦点のずれた主張を繰り返すなどする弁護士の存在が指摘されている。そのような場合には、主催者側である調停委員会や裁判官が毅然と対応する必要がある。調停委員会や裁判官が自信を持って訴訟指揮等ができるように、そのために調停委員会や裁判官に対する充実した研修は不可欠である。なお、過熱気味な態度や焦点のずれた主張をする弁護士の背後には、依頼者である当事者の強い意向が存在する場合もあり、

調停員会や裁判官が当事者の意見を十分に聞き、当事者から進行についての理解を得る工夫も必要である。

また、一部の問題のある弁護士に対応するために、報告書にあるような審理ロードマップ等の活用は有用な場合もあると考えられる。この審理ロードマップ等は、当事者の予測可能性を与えることにもなり、有用と考えられる。ただ、前述のとおり、その審理ロードマップ等は、実務や地域の実情に沿ったものにするために、当該地域の弁護士会の意見を聞いたものが望ましい。

なお、審理ロードマップ等が有用だとしても、家事事件は様々な事情があり、画一的な運用にならないよう注意すべきである。

⑥ 子どもがいる事案では特に迅速な解決が求められるとの指摘のとおり、迅速な解決の要請の高い事案は多い。しかし、一方で、子どもの人生に関わる重大な判断であるから内容面については慎重な調査・審理が不可欠となることもある。特に、迅速という名目の下、親権者や監護権者を安易に判断すべきではなく、あくまで事案に応じて迅速に審理する必要があるか否かを適切に振り分けでいく必要がある。

⑦ 第10回報告書225頁では、「子の利益」を十分に考えた活動をするということについて代理人への意識付け等の方策を検討することが重要との指摘があるが、代理人はあくまで当事者たる片方の親の代理人であり、代理人の意識付けによる改善には限界がある。

このため、事案によっては子どもの利益を考えるには家裁調査官の調査の役割が重要となる。しかし、家裁調査官の人数は十分でなく、試行的面会交流のための設備などの物的側面も含めて裁判所の基盤整備は不可欠である。また、子どもの調査と財産分与の審理に関しては同時進行も可能であるところ、人事訴訟では同時進行で審理されていないことも多く、柔軟な訴訟指揮をしていくことも重要である。

⑧ 第10回報告書225頁では、財産分与の審理等に関して裁判所の訴訟指揮に応じない代理人が一定数いることが指摘されているが、代理人は基本的に依頼者の意向を尊重せざるを得ないのであり、代理人の姿勢や意識だけでは対応に限界もある。調査嘱託のより広く柔軟な活用など、議論していくべきである。

⑨ 第10回報告書222頁では、実情調査において、インターネット等による情報収集が容易になったことで、当事者が自分に有利な情報のみに依拠するなどして代理人や裁判所の助言等を聞き入れないが増えている

との指摘がある。指摘のとおり、家事事件に関してインターネット上で情報が溢れていることや、当事者の権利意識が変化しており、自分の望まない結論・見通しに向き合うことに時間が掛かる場合が多い。また、当事者の気持ちは案件係属中にも揺れ動くものであり、当事者自身が紛争解決に向けて一定の結論を出すには時間を要する。精神的に不安定な当事者も少なくなく、時間を掛けて解決することが必要な事案も少なくない。第10回報告書は「認識共有」「メリハリ」を強調するが、必ずしも審理モデルに拘束されず、当事者の気持ちに寄り添い、そのために必要な時間を掛けた調停の方が適切な問題解決に資する場合もあることを忘れるべきでない。

(4) 迅速化の検証について

婚姻費用分担請求など、早期に解決することが望ましい事件類型や、身分行為であっても当事者双方が早期解決を望む案件にあっては迅速化が望ましい。遺産に関する問題や財産分与などの金銭的な問題についても、一般的には迅速化が望ましい事案が多いと思われる。

しかしながら、離婚や親権などは当事者の爾後の生活を重大に左右する問題であり、当事者自身が置かれた現況になかなか向き合えない場合もある。寄り添いながら時間を掛けて解決するのが望ましいケースや、子の面会について試行的面会交流を繰り返し行うことが望ましいケースもある。例えば未成年者に係る監護者指定の保全事件は、早期に期日を入れて審理を開始する必要があるが、その判断は早期であれば良いものではなく、むしろ慎重にする必要があるケースもある。

家事事件では特に、ケースによって、望ましいとされる進行の在り方や、解決内容に関して重点の置き方が異なる。一律に迅速化を図ることは相当ではなく、かかる特質も踏まえた上での迅速化検証であるべきである。

第4 迅速化検証の今後に向けての当連合会の姿勢と要望について

- 1 当連合会は、第1回報告書に対する意見書公表以後一貫して、迅速化法が司法の基盤整備をも目的とする法律であることを強調し、迅速化検証が「迅速」の観点に偏することのないよう、迅速な裁判は国民の権利保護に重要であるが、あくまで適正かつ充実した審理に支えられたものであるべきこと、審理期間の短縮に目を奪われた「拙速な審理」は国民の裁判を受ける権利を損なうものであって、国民が審理充実の裏打ちのない「迅速化」を望んでいるとは考えられないことを指摘してきた。

この点は、今後も不変であることを再確認したい。

2 利用者である国民のニーズや、基盤整備の観点から、喫緊の課題として、当連合会が最も要望したい点は、家庭裁判所の人的、物的態勢の基盤整備であり、その為の検証の実施である。

近時、急激に進む少子高齢化、家族をめぐる社会状況や個人の価値観の変化を背景として、全国的に家庭裁判所が扱う案件総数は増加し、複雑困難な事情を抱えた案件も多くなっていると考えられる。家庭に関わる社会状況に目を向ければ、児童虐待案件の続発や、福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある者が十分にそれらの支援を受けられていない状況など、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体等との協働を含めて家庭裁判所に期待される役割は拡大していくものと思われる。こうした期待に応え、あまねく全国の家庭裁判所が地域住民の人権保障の砦として十分に機能を発揮するためには、裁判官はもちろん、家庭裁判所調査官、書記官、調停委員など関連職種の大規模な増員や、調停室、試行的面会室などの増設、関連機材等の整備が不可欠である。家庭裁判所の手続でもIT化が進められているが、家庭裁判所の手続の中には人と人との直接対面を省いた方法では十分に目的を達し得ない懸念のある手続もあり、十分な人的態勢を確保すべき要請は強い。全国の家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化、態勢の拡充と手続充実による人権保障の強化という観点を強く望む次第である。

3 第5回報告書公表以降今日までに10年を経過しており、社会が急速に発展・変化する中で事件動向及び事件の質の変化は不断に続いていると考えられ、インターネットその他の情報発信・共有手段の発達も著しく、国民の権利意識・社会生活の変化も生じている。こうした社会全体の動向の変化を踏まえて、新たな検証項目、検証の観点を設定することも必要である。

4 第11回以降の迅速化検証においては、手続面について運用改善・創意工夫が進み、IT化の動きが生じ、事件動向や事件の質の複雑困難化も見られるという情勢の変化を踏まえて、裁判官を含む裁判所職員の繁忙度を始めとする人的態勢面や、法廷、調停室、ひいては機材等の物的態勢面につき、今日の最新状況を詳細に把握することが必要不可欠であると考えられる。

5 実情調査の実施場所についても、手続の運用改善・創意工夫の在り方とその効果を集約するだけでなく、むしろその裏面から、何が隘路になっているのかをより深く掘り下げ、運用改善の妨げになっている事情やかかる事情への対処法について知見が得られるかも考慮することが考えられる。

6 他方で、国民が全国津々浦々でどこでも等しく裁判を受けられる権利を保障するという観点からは、専門部や集中部における知見の集積が迅速化に役立つ

ているという側面だけに触れるのではなく、特許訴訟の管轄が東京、大阪に限られたこと、医療専門部や集中部が設置できる裁判所、裁判員裁判が実施できる裁判所が現状ではかなり限られていること、労働審判を扱えない支部が相当数存在することも改善していかなければならない。合議体による審理の有用性が明らかとなっている以上、合議事件を取り扱える支部の拡充も検討されるべきである。

7 当連合会は、地域司法計画を推進し、全国の各弁護士会を通じて、地域司法の充実の観点から問題が生じていると思われる①地裁支部の統廃合、②本庁・支部間の裁判官填補の実態、③簡裁や家裁出張所の閉鎖、④支部機能の低下（書記官、調査官その他の職員の配属数の減少）などの調査をしている。これらを含めて、潜在化しがちな小規模な紛争に対応できる制度の整備や、人口動態の地域的動向に対応した裁判所の整備、裁判管轄の見直しの必要性など地域司法の充実の観点からの検証が実施されることを希望する。

8 迅速化法は、前記のとおり、「公正かつ適正で充実した手続の下で」の迅速な裁判を要求し（第1条）、国は、必要な施策を策定・実施する責務を負い（第3条）、政府は、その施策を実施するために必要な法制上又は財政上等の措置を講じなければならず（第4条）、最高裁判所の検証結果は、国の施策の策定・実施に当たって適切な活用が図られるべき（第8条第2項）と規定している。

したがって、運用改善の取組と態勢面の状況把握・問題意識とが、最新の状態で適切にリンクして報告されることによって初めて、迅速化法の求める施策面・体制面の双方からの実効的な司法基盤整備が実現することを常に肝に銘ずる必要があると考えるべきである。

当連合会としても、より国民の期待に応えるための弁護士会の態勢整備に努めるとともに、迅速化検証の理解と実務への意識の浸透に更に努める所存である。

以 上

別紙1 第10回報告書の「迅速化検証の現在地・迅速化検証の振り返り」に対する意見

目次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 「3.1 これまでの迅速化検証の経緯」（第10回報告書45頁以下）について..... | 1 |
| 2 | 「3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り 1 民事分野について」（第10回報告書60頁以下）について..... | 4 |
| 3 | 「3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り 2 刑事分野について」（第10回報告書68頁以下）について..... | 7 |
| 4 | 「3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り 3 家事分野について」（第10回報告書71頁以下）について..... | 8 |
| 5 | 「4 検証検討会での議論・今回実施した企画を踏まえて」（第10回報告書77頁以下）について..... | 9 |

1 「3.1 これまでの迅速化検証の経緯」(第10回報告書45頁以下)について

(1) 第1回から第3回までの迅速化検証について

この間は、それぞれの時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データと裁判官、弁護士に対する実情調査等に基づき長期化要因の分析と、事件類型毎の検討が行われた。民事、刑事の地裁第一審事件から始められ、第2回からは控訴審の統計分析、第3回からは家庭裁判所に対する統計分析と実情調査も実施されるようになった。統計分析に関しては、その後毎年実施されるようになり、上告審も対象となった。

審理を長期化する要因として第3回報告書では、民事訴訟を例にとると、①主に争点整理の長期化に関連するもの、②主に証拠収集に関連するもの、③専門的知見を要する事案に特有のもの、④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連するものに大別された。

(2) 第4回報告書について(第10回報告書52頁以下)

- ① 第4回報告書では、民事訴訟事件・家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するための施策が検討された。その際、特に、裁判所及び弁護士の執務態勢等に関する実情を把握し、施策検討の参考にするため、規模や地域の異なる複数の裁判所や弁護士会所属の弁護士から各地の実情を聴取した。
- ② 「(2) 施策の検討」として、「ア 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策」、「イ 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策」と列記されている(第10回報告書52～53頁)が、第4回報告書の施策は、必要性あるいは導入の可否も含めて今後の検討対象とすることを提案したものであり、誤解を招かないようにすべきである。
- ③ 第4回報告書の「施策」では、「主に証拠収集に関連する要因に関する施策」も取り上げていた。「弁護士法23条の2に基づく照会に応じないことがある」「文書送付嘱託の応諾義務を民事訴訟法等の関係法令において明文化することについて、その相当性も含め、検討を進める」「文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等」の言及をしていたのであり、今後の迅速化検証でも検証・提言の対象とすることが考えられる課題であるところ、第10回報告書でこれらに言及されていないことで、証拠収集手続の強化という基盤整備の施策が検討されなくなったことを懸案として指摘せざるを得ない。

その後の一審民事事件における検証は、専ら「ア 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策」について、更に掘り下げてフォローアップするという方向に進むことになり、施策として指摘があった事項のうち、①争点整理の長期化に関連する要因に関する施策に重点を置くことになった。それにより、②専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策、③争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策に関し、正面からの検討・提言が見られなくなった点も残念に思われる。

個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策については、長期化しがちな事件類型として、4つの類型を挙げて、①医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策、②建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策、③労働関係訴訟に特有長期化要因に関する施策、④遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策が検討された。

④ 裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策（第10回報告書53頁）

「a. 裁判官の人的態勢の整備、b. 裁判所の人的態勢に関するその他の施策、c. 合議体による審理の積極的な活用、d. 法廷等の物的態勢に関する施策について検討した。」とある通り、第4回報告書ではこれらの「施策」が検討された。検討においては、裁判官の手持ち事件の増加や事件の複雑困難化による裁判官の繁忙度の増大が審理の迅速化や判断の適正、充実のマイナス要因となっていることを認めて、充実した迅速な事件処理を行うために裁判官の手持ち事件数を減らして時間を作り出すことが必要とされている。そして、そのために、庁ごとの事件動向や事件処理上の負担状況を考慮しながら、特に事件数の急増と複雑困難事件の増加により裁判官の繁忙度が著しく高まっている大規模庁を始めとして負担が増大している庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図ることについて検討を進めるとしていた。この第4回報告書の「施策」は極めて重要だったのであり、「迅速化検証の現在地」を明らかにするためには、この「裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策」の「実現状況と課題」に言及すべきであったと考える。

(3) 第5回報告書について

① 第5回の迅速化検証においては、統計データによる審理期間等の状況分析に加え、裁判手続外の法的紛争全般を視野に入れた社会的要因に踏み込んだ検証を実施し、国内外の実情調査や、専門家などを対象としたヒアリング調査という実証的な手法により、民事紛争

の社会的実態から見た司法の機能・役割の在り方等を検証した。

- ② この検証においては、社会には沈潜化した法的紛争が存在することが指摘されたが、それらが裁判所に持ち込まれていないことは、その後、新受件数が減少傾向にあることから推認可能と言えるところ、紛争が顕在化しない理由についてはその後の迅速化検証では触れられていない。

(4) 裁判の迅速化法に関する検討会（政府検討会）の実施（2014年（平成26年））

迅速化法附則第3項に基づき、政府（法務省）において政府検討会が開催され、迅速化法の施行状況を踏まえて所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容について検討された。最高裁判所の検証と関係諸機関による検証・実施によって基盤整備を進めるという迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

これを受けて最高裁は、その後の検証を、第5回までの10年にわたって行った検証結果を踏まえて、統計データの分析を中心としつつ、それまでの検証結果をフォローアップする形で実施するとし、第6回以降の検証は、民事、刑事、家事の各分野につき、審理の運用に焦点があてられた検証が実施されることになった。

(5) 第6回報告書から第8回報告書

第6回以降は、検証方法を①統計データの分析と②裁判所、弁護士会等を対象とした実情調査の2本立てとして、民事、刑事、家事各分野の手続運用面の課題や取組に焦点を絞ってフォローアップしていくこととなった。こうした検証の継続により、審理の運用に関して、実務的に有用な情報やプラクティスの紹介、意見交換が促進される結果となり、報告書により公表され、実務に反映されるようになった。

(6) 第9回報告書

- ① 2020年（令和2年）に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小等の影響（以下「新型コロナウイルス感染症拡大等の影響」という。）が、裁判所の事件処理動向にも及び、統計データへの影響も明らかと考えられる状況となった。迅速化検証の実情調査も、対面ではなく、民事・家事・刑事いずれも1か所ずつウェブ会議を利用した開催となり、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に関しては、東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁を対象とした調査が実施された。

- ② 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響は、民事事件において「書

面による準備手続」によるウェブ会議が、もともと民事訴訟法の予定した内容を超えて利用されるようになったことが特徴であった。

2 「3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り 1 民事分野について」(第10回報告書60頁以下)について

検証で明らかとなった長期化要因について、「(3) 講じられた審理運営上の施策とその効果や課題」(第10回報告書62頁以下)で、これまでの取組や、施策の効果と課題について論じられている。ここでは、第4回報告書の「施策」が所与のものとされている印象を受けるが、必要性あるいは導入の可否も含めて検討する事項の提案であり、提案された施策の一部については、意見書で反対意見を述べたところでもある。

(1) 「ア 争点整理のステップの明確化」(第10回報告書62頁以下)

第4回の日弁連意見書では「3段階の区分自体が多分に観念的なものであって、裁判の実情から考えると特に『①証拠収集・主張提出段階』と『②争点議論段階』の現実的な区別は困難であろうと思われる。」と指摘するとともに、裁判官が繁忙であるため争点整理の早期段階から案件の全体を把握する余裕がないことが原因の一つと指摘していた。第10回報告書は早期段階で事案の全体を把握する方策として「方向性協議」に言及し、「今後の課題」で「上記のプラクティスは、典型的な事件においては活発化しているものの、複雑困難な非典型的な事件においては、裁判所及び当事者の一方又は双方に知見やノウハウの蓄積がないということもあり、各ステップにおいて裁判所と当事者との間での認識共有がうまくいかず、ステップ自体もあいまいとなる場合があるといった課題も見られた」と述べている。しかし、非典型的な事件では特に流動性が顕著であると考えられるが、非典型的な事件に限らず紛争解決の場である裁判には常に流動性を伴うのであるから、「方向性協議」もそのような様相変化を含み置いた上で適切に運用されるべきであり、所与のプラクティスとして押し付けにならないように留意すべきである。

「第1回口頭弁論期日を取り消して書面による準備手続等に付してウェブ会議による期日、協議を活用することで・・・」(第10回報告書62頁)とあるが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響下で「書面による準備手続」を急ぎよ活用した側面があることに留意すべきである。

(2) 「イ 口頭議論の活性化」(第10回報告書63頁)

口頭議論の活性化の必要性は、これまでの報告書でも何度も指摘され、集中的に口頭議論を行う期日の実現のために、準備した上で期日に臨む方策としての案内文書や、釈明事項を記載したアジェンダの利用に、フェーズ1の実施で利用可能となったITツールの活用事例の報告や、口頭協議では暫定的発言を心証形成に用いないこととするいわゆるノンコ

ミットメントルールの提案などがなされた。

(3) 「ウ 有効な書面作成の促進」 (第10回報告書63頁以下)

「今後の課題」として、「書面による準備手続を終結した後の口頭弁論期日において・・・主張書面や提出すべき書証を選別するなどの取組はまだほとんどされていない」とある。適切な争点整理により主張や証拠の選別を行う必要性・有用性もあることは否定しないが、他方、民事訴訟においては主張立証の提出過程も弁論の全趣旨として、本来、重要なものである。そもそも民事訴訟事件における事案の事実・経緯や証拠は複雑に絡み合うものであって、不陳述扱いとされた準備書面の内容や不提出扱いとされた証拠が意味を持つに至る可能性も排斥できないから、不提出扱いによる選別が行き過ぎれば審理が硬直化したり、著しく不当・不自然な事実認定や結論となったりする懸念を常に伴う。主張書面や書証を選別して一部を提出扱いにさせない手続進行は、引き続き慎重に検討されるべきであり、第10回報告書により目指していくべきプラクティスであるかのように奨励される結果にならないか懸念を感じざるを得ない。

(4) 「エ 提出期限の遵守」 (第10回報告書64頁以下)

「検討された施策」として、「書面の提出期限の遵守のために、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度に加えて、制裁(失権効等)を導入することについて必要性を含め検討を進めることが提示された」と記載している。

この点は、第4回報告書に対する日弁連意見書で「時機に後れた攻撃防御方法の却下は、本来審理されるべき事項を、審理の遅延を避けるため無視する例外的措置であって、それゆえ民事訴訟法は『故意または重大な過失』という主観的要件を設けている。第4回報告書は却下制度の利用が進んでいないというが、裁判所ができる限り当事者の主張を酌んで審理を尽くそうとする姿勢の現れとも評価できるのであり、却下例が少ないこと自体を問題視すべきではない。」「失権効のような制裁型スキームを導入すれば、当事者は最初から手続の概念的区別(主張立証、争点議論、争点確定)や、制裁発動を意識した訴訟追行をせざるを得なくなり、審理の硬直化の懸念がある」と述べたところである。

準備書面の提出期限の遵守の重要性は論を俟たないが、紛争案件の解決の場である訴訟は複雑に様相が変化するものである。準備書面の作成は、常に当事者本人との調整も必要であるほか、状況によっては法的構成や事実の確認・整理に想定以上の時間を要する場合や、弁護士の日常業務の上では緊急を要する別事件の発生などのリスクもあるため、制裁型スキームの導入には慎重であるべきである。

(5) 「オ ニーズや事件規模等に応じた手続」 (第10回報告書65頁)

法定審理期間訴訟手続について「これに適した事件では活用が期待される」とするが、同手続については、法制審議会や国会での審議において懸念も指摘され、手続としても、通常訴訟への移行や判決への異議申立の手続等により必ずしも「終局までの見通しを持って審理に臨」めるとは限らない。裁判官から当事者にこの手続の利用を促すことを条文上否定していないことを考えると、この手続の選択を、裁判官が当事者(訴訟代理人が就いている場合に限らない。)に促すことを推奨することになる懸念がある。法定審理期間訴訟手続はニーズに応じた選択として当事者の判断に委ねることが適切であり、迅速化の方策として位置付けるのは疑問がある。

(6) 「カ 合議体による審理の積極的な活用」 (第10回報告書65頁)

これまで何度も当連合会が述べたとおり、裁判長の単独事件の負担の適正化、右陪席が実質的かつ十分に審理に加われる状況の確保など、裁判官の増員を始めとした態勢整備を基本とすべきであり、合議体による審理の積極的な活用を図るための「今後の課題」において、態勢面からの観点と取扱支部拡大の観点が見られないのは残念である。

(7) 「キ スキルの共有・研修の充実化」 (第10回報告書65頁)

裁判所内部での勉強会等の充実化、他庁とオンラインの意見交換会などスキル共有化に関する取組が浸透している。弁護士会でも、研修や研修動画などで、周知とスキルアップの研修が実施されていることが報告されている。

(8) 「ク 小括」 (第10回報告書66頁)

「とりわけ、弁護士人口の増加も相まって弁護士会全体の底上げには大きな課題が残っており、期日の準備に1か月を要することが常態化している弁護士業務の在り方についても、IT化に伴って変容が求められる状況にある」と記載されているが、この言及は不適切である。期日準備に1か月を要することとIT化との関連や、IT化によって直ちに準備期間を短縮できる関係にあるのかはいまだ検証途上である。とりわけ訴訟代理人業務の場合、いかに手続がIT化されても、書面の内容を始めとする依頼者との関係、証拠や資料の確保の必要性など、期日準備に1か月を要するのはやむを得ないとの声も実情調査で出されたところである。また、争点整理手続に関する意識の高まりとともに期日間に準備すべき課題も多岐にわたるようになり(単なる事実認否だけではなく法律構成の整頓、取捨選択など)、それらを考慮せずに、準備に要する期間に関連した記述で「弁護士の業務の在り方についても、IT化に伴って変容が求められる」とすることは行き過ぎである。「加えて、新た

に導入される法定審理期間訴訟手続は、これに適する事案の迅速な解決に資するものであって、今後、これに適する事案の選別や具体的な審理運営の在り方等について、裁判所・弁護士会が協力して検討し、実践することが必要となる」との記載も同様であり、法定審理期間訴訟手続に振り分けることまで協力して実践することが必要と述べることには賛同し得ない。

(9) 「(4) 専門訴訟について」(第10回報告書66頁以下)

各地の裁判所で鑑定人、専門委員、調停委員の候補者となる専門家の確保や裁判所自身の専門的知見の充実に向けて取組が進められていることのほか、最高裁でも、これら専門家の推薦依頼制度の運用・拡充の取組を行い、専門委員については、職務代行による広域利用の運用などが進められていることが報告され、専門訴訟では、各分野とも、専門部・集中部を中心として審理運営に関するプラクティスが蓄積され、それらの成果は各種書籍や法律専門誌での紹介記事で広く発信されているとし、今後の課題としても、裁判所と弁護士会が協力するなど、一層の取組を進めていく必要があるとしている。

当連合会が従来から指摘してきた専門部、集中部がない地方への配慮、全国津々浦々で同じ司法サービスを受けられるようにするという観点からの検証も実施するべきである。

3 「3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り 2 刑事分野について」(第10回報告書68頁以下)について

(1) 刑事の分野でも、第1回迅速化検証から地方裁判所における刑事通常第一審事件を対象として統計分析が行われ、刑事については、おおむね迅速化は達成されていると評価できる統計結果が出て、その後も、平均審理期間が横ばいの状態にある中で、2005年(平成17年)11月に公判前整理手続が導入され、さらに、2009年(平成21年)5月に裁判員法が施行された。これらの類型にも統計的分析を行った結果、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間は全体として長期化する傾向がうかがわれると言わざるを得ないとして、刑事分野では、裁判員裁判対象事件において充実した公判前整理手続を迅速に行うことを重要課題と位置付け、第8回検証から、刑事分野でも実情調査が行われ、その結果も踏まえて報告書が作成されるようになった。

(2) 刑事事件の迅速化検証においては、統計的分析によって、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続について長期化要因を検討し、第8回と第9回において、実情調査を踏まえて長期化要因の検討が行われた。それらの中では、事件内容や事件動向の変化として、電子メールや防犯カメラ映像など客観的証拠の増加、科学的・専門的知見を要する事件に

においては鑑定の要否判定のために協力医からの意見書の入手や鑑定の採否の応酬に時間を要すること、否認事件や捜査段階で黙秘する事件の増加が指摘され、当事者の訴訟活動に関するものとして、否認事件では証拠開示に関するやり取りに時間を要する、争点整理に時間を要するなどの指摘があった。

(3) 「(3) 講じられた審理運営上の施策」(第10回報告書69頁以下)

これらの長期化要因に対する施策として、起訴後早期の打合せ、公判期日の仮予約、口頭議論(共通認識を作る。)などが挙げられているが、表題のとおりこれらは専ら運用面に関するものである。

しかしながら、迅速化検証の役割は、公判ないし公判前整理手続の長期化の要因の原因を探り、改善に向けた施策の提言と取組をすることである。刑事事件の長期化要因の一つとして、客観的証拠の増加や科学的・専門的知見が問題となる事件の増加は明らかであるから、裁判所・検察庁の態勢強化、協力医の不足への改善策など、具体的な対応策を検討し提言すべきである。

刑事事件の迅速化のためには、全面的証拠開示や証拠の電子データによる作成・管理及び発受についても検討を急ぐべきである。全面的証拠開示がなされない現状では弁護側の証拠開示請求が段階的にならざるを得ない。このほか被告人の身体拘束が弁護側の準備に多大な制約・負担となっていることにも目を向けるべきである。

4 「3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り 3 家事分野について」(第10回報告書71頁以下)について

(1) 統計分析に関しては、第1回から家事事件全体の分析が行われ、第6回報告書以降は、新受件数が減少傾向にある一方で平均審理期間については、長期化傾向にある一般調停事件を中心に、終局区分別に平均審理期間に着目する分析を行い、第3回報告書以降は、遺産分割事件、婚姻関係事件、子の監護事件の類型に分けて、子の監護事件については、更に養育費請求事件や面会交流事件等の類型に分けたこと、家事事件の中でも平均審理期間が長い遺産分割事件を取り上げ、長期化要因について、詳細な統計分析を行うようになったとされ、人事訴訟事件に関して、新受件数が減少する中で、平均審理期間が長期化している傾向を踏まえて、統計分析の項目を増やして、長期化要因の分析に努めているとされた。他方、実情調査においては、2013年(平成25年)1月に施行された家事事件手続法の趣旨から、調停手続への裁判官関与の充実及び手続の透明性確保に向けた取組の浸透の状況や課題等を中心に実情調査を実施し、これを踏まえて検証で現れた長期化要因の分析を行っている。

(2) 「(3) 講じられた審理運営上の施策とその効果や課題」(第10回

報告書 73 頁以下)

分析された長期化要因に対する施策として記載されているところは、専ら運用面に関するものであるほか、「今後の課題」としても、運用面の観点しか見られない。

第 4 回報告書では、裁判官と調停委員の評議や裁判官の調停期日の立会いを充実させる等して調停及び審判をより一層充実させるために、裁判官、書記官等裁判所における人的基盤の整備を図ることや、法廷や調停室等の不足を解消することについて検討を進めることが提案されていたのであり、「これまでの迅速化検証の振り返り」や「今後の課題」においてそれらに言及しないのは不十分である。

5 「4 検証検討会での議論・今回実施した企画を踏まえて」（第 10 回報告書 77 頁以下）について

「審理期間の長期化が、社会的、経済的に弱い立場にある人にとってより大きな重荷となっていないか、と指摘されたところであり」とあるが、検証結果として得られたものではなく実情調査過程で出た一意見の紹介にとどまる。むしろ、弱い立場の者にとって今の司法の何が大きな負荷・不利益要素であるかは、本来きちんと検証されなければならない。裁判利用者の目線には、時間は掛かっても裁判所にもっと言い分に耳を傾けてほしい、証人も調べてほしい（第 10 回報告書によれば、人証調べを実施した事件の平均証人数は、本人尋問を除くと 0.9 人である。93 頁）等というものもある。

検証検討会での議論に関して、報告書は、各委員の意見の紹介にとどまっている。他方で、今回実施した企画を踏まえた提言の部分では、国民の利用者の目線を意識し、充実した手続の実施による迅速な審理の実現に向けた議論を活性化していくことも期待される等としているが、第 6 回目以降の迅速化検証と同様、実務の運用に関する検証にしか目が向けられていないのは残念であり、迅速化法は基盤整備法でもあることをきちんと意識すべきである。

以 上

別紙2 当連合会としての迅速化検証の振り返り

目次

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 1 | 迅速化法の成立..... | 1 |
| 2 | 基盤整備法としての迅速化法..... | 1 |
| 3 | 迅速化検証の意義について..... | 2 |
| 4 | 第1回報告書（2005年7月公表）と日弁連意見書..... | 2 |
| 5 | 第2回報告書（2007年7月公表）と日弁連意見書..... | 3 |
| 6 | 第3回報告書（2009年7月公表）と日弁連意見書..... | 4 |
| 7 | 第4回報告書（2011年7月公表）と日弁連意見書..... | 5 |
| 8 | 第5回報告書（2013年7月公表）と日弁連意見書..... | 8 |
| 9 | 第6回報告書から第8回報告書と日弁連意見書..... | 9 |
| 10 | 第9回報告書（2021年7月公表）と日弁連意見書..... | 11 |
| 11 | 第10回報告書について..... | 15 |

1 迅速化法の成立

迅速化法は、2003年（平成15年）3月「閣法」として国会に提出され、同年7月9日に成立、同月16日に施行された、司法制度改革審議会意見書の提言によらない数少ない法律である。その経緯は以下のとおりである。

2002年（平成14年）7月、「思い出の事件を裁く最高裁」という川柳が、小泉純一郎内閣総理大臣（当時）によって司法制度改革推進本部顧問会議で披露され、同日の顧問会議のアピールを契機に法案の作成作業が開始されたが、その作業は同推進本部検討会に付議されることなく進められ、国会審議ではその異例のプロセスが問題視された。当連合会は、迅速化法という法律の名称や第一審の訴訟手続について「2年以内のできるだけ短い期間内」に終局させるという目標設定に対し、裁判の充実がおろそかにされたまま迅速化だけが進むのではないかとの危惧の念を抱き、法案修正活動に取り組んだ。その結果、国会審議を通じて、迅速化法第1条の目的規定に「充実」の文言が入り、第8条第1項に「客観的」の文言が追加される等の修正がなされ、充実した手続が裁判の前提であることを明確にするとともに、迅速化法は司法基盤の整備を推進するための基本法・根拠法であることが確認された。

2 基盤整備法としての迅速化法

迅速化法は、実証的な検証・提言機能を伴いながら、裁判の迅速化を推進する施策の策定・実施を図るとともに、国や政府に対して、裁判所における手続の整備や、裁判所及び検察庁の人的体制の充実を含む基盤整備のための施策の実施、法制上・財政上の措置を講じる責務を課し、国民の期待に応える司法制度の実現に資することを目的とした法律であり、司法制度全体の基盤整備法である。

すなわち、第1条で、迅速化法の目的が公正かつ適正で充実した手続の下で裁判の迅速化を図ることによって国民の期待に応える司法制度の実現に資することにあると規定した上、第2条第1項では、その裁判の迅速化は、充実した手続の実施とこれを支える制度及び体制の整備という、運用面、制度・体制面にわたる総合的な方策の推進によって行われるという基本的枠組みを明示している。第3条で、迅速化法にいう「裁判の迅速化」とはこうした基本的枠組みの下での迅速化を言うものとして国に必要な施策を策定・実施する責務を課し、第4条で政府に対し、第3条の施策に必要な法制上・財政上の措置その他の措置を講じる責務を課している。

こうした実証的な検証・提言機能を担う存在が、迅速化法第8条第1項に基づく最高裁による迅速化検証である。検証検討会は、法曹三者・学識経験者ら委員11名で構成され、当連合会は弁護士委員2名を推薦し、迅

速化検証に協力してきた。

迅速化検証を振り返る場合には、単に審理期間や審理の運用方法、運用改善の観点だけでなく、迅速化法が司法基盤整備法であることを踏まえた検証・提言がなされているか、また、裁判の「公正かつ適正で充実した手続」は実現・確保されているかという観点を重視する必要がある。

また、司法基盤の整備に必要な予算措置を講じるべきことは迅速化法自体にその規定があるもので、当連合会は、裁判所、検察庁の人的、物的態勢整備の予算措置の必要性や、裁判制度を利用しやすくするための法律扶助制度の整備拡充などを繰り返し提唱してきた。

3 迅速化検証の意義について

迅速化検証は、民事、刑事、家事の各分野の統計分析に加え、第3回から裁判所と弁護士の現場からのヒアリングを実施して裁判の長期化要因の分析を行い、第4回には検討の可否も含めて多くの施策の提言を行い、第5回は裁判所の手続外の社会的要因の検証をした。

この第3回から第5回までの迅速化検証は、裁判の長期化要因について現場からの状況把握を行い、裁判所及び弁護士の双方の態勢面の課題にも触れ、必要性あるいは導入の可否が問題になることも含めて多くの施策提言をした上、裁判所を外から取り巻く社会的要因まで踏み込んで分析・把握した、司法の分野における実証的検証として、例のない画期的なものである。

長期化要因の検討とこれを克服するための審理運営上の施策に関しては、2年に一度の割合で公表される報告書の内容が全国の裁判所の実務に多大な影響を与えることから、当連合会としても、報告書の内容とそれに関する当連合会の意見を公表するほか、会員に対して、報告書と当連合会の意見書の内容を周知する活動を進めてきた。

4 第1回報告書（2005年7月公表）と日弁連意見書

第1回報告書に対する当連合会の意見書では、最高裁が報告書の中で迅速化法を基盤整備法として位置付けたことを評価し、「民事・刑事とも、裁判に要する期間はかなりの程度短縮化していることが改めて示されている。このような状況では、審理期間という側面にのみ焦点を当てるのは妥当ではなく、迅速化の面を強調するあまり、裁判の適正や充実がおろそかにならないよう、今後も現場の裁判を見守る必要がある」旨、及び迅速化法案が修正され「裁判の充実及び当事者等の正当な権利の保障が重要であることが条文上も明記され」たことは重要である旨を指摘した。この指摘は、その後、今日に至る迅速化検証においても日弁連の基本的姿勢として一貫して重要な意味を持つものである。

残された課題として「第一に、今後、裁判の適正・充実の観点からの検

証が必要である。第二に、司法制度及び人的・物的体制の基盤整備の観点からの検証（地域的状況の検証を含む）は十分とはいえない。第三に、裁判に要する期間とその諸要因の分析についても、（中略）何らかの改善の方向性を示すような結果は出ていない。逆に、審理期間を短くするために証人数を減らすべきであるなどという本末転倒の議論につながることを懸念する」と指摘し、意見の趣旨の末尾において「報告書を各裁判所、裁判官に配布するにあたっては、現場への誤ったメッセージとならないよう、格段の配慮をお願いしたい」と特筆した。

また、第2回以降の迅速化検証で求められる対象として、①裁判の適正・充実面、②各本庁、各支部、それぞれの地域における司法をめぐる人的・物的体制の問題、③「人証の絞り込み」の実態、陳述書多用の実態と人証採用の関係、尋問時間等、④証拠収集、主張との関係、文書提出命令、送付・調査嘱託、検証等、⑤当事者の納得・満足度に関する検証、⑥第一審と控訴審との関係等、⑦地域的状況（人的・物的基盤）が裁判の充実にどのような影響を及ぼしているか、⑧新制度の導入・実施による影響等を挙げた。

5 第2回報告書（2007年7月公表）と日弁連意見書

第2回報告書は、第1回目の検証結果の公表後、検証検討会における議論を踏まえ、第一審の事件票について今後の検証作業を効果的に実施する上で有益と思われるデータ項目を追加するなどして審理期間の状況等に関する詳細な分析、検討を行った。民事第一審訴訟事件について合計16庁の民事訴訟事件を担当する裁判官から審理の実情等に関するヒアリング調査を実施したほか、大まかではあるが審理期間の手続段階別内訳等を把握できることとなり、審理期間の中では争点整理期間の占める割合が最も大きいことが把握された。また、刑事第一審訴訟事件については、審理期間が長い事件ほど平均証人尋問公判回数が増加して全開廷回数に占める割合も増加することが明らかにされたほか、公判前整理手続に付された事件の統計状況にも言及されたが、公判前整理手続については統計の蓄積が十分でなく全体的評価は見送られた。

これに対し、当連合会は、民事・刑事事件の審理期間に影響を及ぼす要因分析や事件類型別に審理期間に影響を及ぼすべき要因とその背景事情が多角的に考察され、より実証的なものとなったと評価した。他方で、第2回報告書が、争点整理に要する期間が長期に及んでいると指摘し、今後争点整理期間と審理期間との関係について検証すべきことを提案し、今後の課題として、争点整理期間における訴訟代理人の事件への関与の在り方、依頼者との関係、争点整理期間の期日準備の実情とそれが審理期間に及ぼす影響等を検証することが必要だと指摘した。

また、単に審理期間の問題だけでなく、適正かつ充実した審理を実現すべきこと及びそのための制度及び人的・物的基盤を整備することこそが重要であるとともに、争点整理のためには相当の期間を必要とするのであり、民事訴訟が十全に機能しているかという観点から検証されるべきという意見を述べた。

刑事訴訟については、基本的には「迅速化」が実現されていることが鮮明になったとして、今後は、一層、手続の適正と内容の充実が課題となっていると思われると指摘した。

6 第3回報告書（2009年7月公表）と日弁連意見書

(1) 第3回迅速化検証の特徴は、民事に関して、裁判官ヒアリングの他、全国13か所の地裁本庁・支部所在地の弁護士に対し、検証検討会委員も加わったヒアリング調査が実施されたこと、長期化要因の仮説として「裁判官等の不足」が初めて報告書に明記されたことである。

(2) 裁判所の執務態勢等に関する長期化要因として、①裁判官等の不足により、裁判官等が多数の事件を抱えて繁忙な状態にある可能性があること、②専門的知見の取得や法的調査のための態勢が不足している可能性があること、③合議体による審理の活用が不十分である可能性があること、④法廷等の物的態勢の不足等が報告書において指摘された。証拠収集に関連する要因については、①証拠偏在、②個人情報保護を理由とする資料提供の拒否、③刑事関係記録、労働災害調査等、別の手続での資料の利用制限、④契約書などの不存等が指摘され、文書提出命令の提出義務、文書送付嘱託や弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答拒否の問題も指摘された。

当連合会は態勢面への問題意識が示されたことを評価し、例えば検証の実施率が低いことには裁判所の態勢の不十分さが影響しているのではないかと、執務態勢についても更に深い検証と分析を進めるべきであるとし、証拠収集制度の不備が審理の適正充実、迅速化を妨げているとして、証拠収集制度の整備強化に取り組むべきであるとも述べた。

(3) 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因として、①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判所・弁護士の執務態勢等に関連する要因の四つに大別し、これら要因の状況並びに背景などについて言及された。また、争点整理が長期化しがちな事件類型として、①争点多数・当事者多数の事案、②専門的知見を要する事案、③先端的で複雑困難な問題を含む事案の三つが指摘された。

報告書は、専門的知見を要する事案の審理につき、当該専門分野の事案の集中部での審理、専門的知見を要する事案に関する管轄集中にも言

及した。

当連合会は大規模庁でしか審理を受けられない懸念等から慎重意見を述べるとともに、多くの弁護士の意見として、こうした事件に対応するには個々の裁判官が忙しすぎる、裁判官の絶対数が不足しているとの指摘があり、裁判所の人的、物的態勢の整備を含めた対応が強く求められると述べた。

(4) 刑事通常第一審事件の平均審理期間は、前回に比べ、全体で3.1月から2.9月へ、否認事件においては8.9月から8.4月へと短縮され、2年超の事件割合も0.3%から0.2%に下がっていることが明らかにされた。当連合会の意見では、刑事事件においてはむしろ「適正、充実」な裁判の実現という課題の進捗状況を検証することが重要と指摘した。

(5) 第3回の迅速化検証においては家事事件が検証対象に加えられた。

特に、遺産分割事件の長期化要因の分析が行われ、当事者多数、感情的対立、前提問題や付随問題、特別受益や寄与分の主張など多くの要素が指摘された。

当連合会の意見として、付随的問題の回避や、特別受益や寄与分に関する主張の抑制、当事者の感情の軽視といったことがないように留意すべきであるとの意見を述べたほか、家庭裁判所が調査嘱託の採用に消極的との声があり、その背景には書記官・事務官の多忙や不足が存在する可能性がある。家事事件における証拠収集手続の実態について検証し、証拠収集制度等について必要な整備を図るべきであるとの意見を述べた。

7 第4回報告書（2011年7月公表）と日弁連意見書

(1) 第4回報告書は、長期化要因の継続的検証と、第3回報告書公表後に実施された全国実情調査で寄せられた各地の裁判官、弁護士の意見に基づいて、大きく「制度・運用面からの施策」「裁判所及び弁護士の執務態勢面」に分け、改善のための施策を提言している。併せて、裁判手続に内在する要因、態勢面における要因に加えて、社会経済的背景や国民の意識など裁判外の社会的な要因にも考慮を及ぼして、真に実効性のある裁判の適正、充実、迅速化につなげたいと述べた。

(2) 民事訴訟手続の制度・運用面に関する改善の方策として、随所に「必要性」あるいは「導入の可否」も含めた踏み込んだ施策提言をし、多くの施策案が提言された。争点整理手続を効率的、効果的に行うための施策提言として、「①証拠収集・主張提出段階」、「②争点議論段階」、「③争点確定段階」の三つのステップを明確に意識して進めるプラクティスを可能にする方策と、文書提出命令申立等を証拠収集方法の時期的な制限、口頭での集中議論を行う期日、時系列表の作成提出を当事者に

求めることなどが示された。

裁判所の訴訟指揮や、判断の実効性確保については、英米法の法廷侮辱を参考に、多角的な検討を行った上、失権効などの制度導入について検討を進めるとされた。

専門的知見を要する事案の長期化要因に関する施策として、専門委員を活用しやすくする施策、専門的知見の獲得に資する施策、弁護士の専門化推進、適切な鑑定人の確保等、専門的知見を要する事案におけるADRの活用が挙げられた。また、専門的知見の取得や法的問題点に関する調査における裁判体へのサポート態勢を補うため、裁判所が必要と考える際に行政庁、研究機関、専門家団体等に対して、意見、照会ができるような制度について、可能性も含めて検討を進めるとされた。また、先端的で複雑困難な問題を含む事案では、論点整理や法的問題点に関する調査に膨大な労力を要すること、適正な判断を導くために多様な観点からの検討を重ねる必要があることから、裁判所における人的基盤の整備を図りつつ、合議体による審理をこれまで以上に活用することについて、検討を進めるとされた。

第4回報告書の施策提言について、当連合会は、争点整理の段階的区別は裁判の流動性との関係で困難であり審理の硬直化を招く懸念があること等を指摘し、また、制裁的なスキームで手続の効率化を図ることもにも反対ないし慎重意見を示し、制度、運用面での施策を検討するに当たっては、当事者の正当な権利利益が保障され、当事者の納得の得られる適正で充実した審理が求められると述べた。

また、第4回報告書が、特に医療関係訴訟に関して集中処理の充実という施策が審理の適正、迅速化にとって有益であり、国民にとってメリットが大きいことが強調されている点に関して、当連合会は、全国の裁判所に医療集中部を設置する人的余裕がない中では裁判所の地域格差が広がること、将来、地方においては、医事関係訴訟について実質的に適正、迅速な裁判を受けられなくなるおそれがあることを指摘した。

建築関係訴訟については、当連合会は、裁判官が早期の現地見分を実施しやすい態勢の整備を求めた。

労働関係訴訟については、第4回報告書が、労働関係紛争における手続的整備の検討必要性を述べていることに対して、労働審判事件が急増し、訴訟や仮処分事件も増えている状況を踏まえれば、裁判所の人的物的基盤の更なる整備拡充、労働審判を実施する支部の拡大も必要であると指摘し、専門部・集中部による処理に偏せず複数の部が担当するように態勢を整備すべきだとの意見及び使用者が保有する資料を労働者が入手しやすくする制度の創設が積極的に検討されるべきであるとの

意見を述べた。

- (3) 家事事件の中で、特に、第3回に引き続いて遺産分割事件を取り上げて、同事件に特有の長期化要因に関する施策の検討が行われた。当連合会は、基本的な方針には賛成意見を述べたが、前提問題について訴訟提起がされることになった場合に遺産分割事件の取下げが求められる運用については、改めるべきであるとの意見を述べた。また、遺産の相当な評価額の認定を可能とする制度の導入については、積極的に検討するべきとの意見を述べた。

このほか調停手続への裁判官の関与を積極的に進めるべきであるとの意見を述べ、調停委員の都合や、調停室の手配がつかないなどの理由で期日が指定できないという点は国民の不満が強い点であるから、物的態勢の拡充や、裁判官に限らず担当書記官の増員も必要である旨の意見を述べた。

- (4) 第4回報告書では、裁判官の手持ち事件の増加（貸金業者に対する過払金返還請求事件のピーク時であった。）や事件の複雑困難化による裁判官の繁忙度の増大が審理の迅速化や判断の適正、充実化のマイナス要因となることを認め、充実した迅速な事件処理を行うために裁判官の手持ち事件数を減らして時間を作り出すことの必要性や、大規模庁において事件数の急増と複雑困難事件の増加により裁判官の繁忙度が著しく高まり、審理の迅速化や判断の適正、充実化に対する阻害要因となっている実情を受け、裁判官の手持ち事件数、繁忙度を軽減して負担を減らすために「継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図る」必要性を認めて検討を進めるとされた。

これに対して、当連合会は、第4回報告書が自ら態勢拡充の必要性に言及したことを高く評価しつつも、裁判官非常勤支部の解消を始めとする国民にとってどこにいても法的正義を求めることができる司法基盤の整備、拡充を目指すという姿勢を求めた。

- (5) 刑事事件については、第3回迅速化検証と同様に、最新の統計データに基づき刑事通常第一審事件の概況のほか、否認事件の審理期間の状況につき検討され、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間と経年変化にも着目されたが、裁判員裁判の施行から十分な期間が経過していないことから、確定的な分析と評価はせず、引き続き動向を注意していくこととされた。

当連合会は、審理期間の問題は統計上もクリアされているとの前提で、適正、充実の要請に応えるものになっているかどうかを検証されなければならないとの意見を述べた。

8 第5回報告書（2013年7月公表）と日弁連意見書

(1) 第5回報告書は、統計データによる概況分析に加え、裁判手続外の法的紛争全般を視野に入れた社会的要因検証に広く踏み込んだことが最大の特徴である。この検証は、島しょ部の役所を始め、裁判所の枠を超えて国内外の実情調査やヒアリング調査という実証的な手法により民事紛争の社会的実態から見た司法の機能・役割の在り方等を検証する画期的なアプローチであった。

(2) 第5回報告書は、裁判の在り方に影響を与える「社会的要因」に関連して、概要次のような趣旨を述べている。

社会に潜在的な紛争が多数存在する。今後、法的紛争の顕在化・増加が見込まれ、かつ、法的紛争が複雑化、多様化、先鋭化する可能性がある。裁判外の紛争処理は、民事・家事調停を中心とする司法型ADRの役割が依然大きい。医師賠償責任保険や無過失補償制度、住宅瑕疵担保保険制度などの保険の整備による影響がある。高齢化の進行や、少子化・核家族化などにより、家庭裁判所の役割の重要性が一層高まると考えられる。裁判所には、裁判外の制度が形成される前提として、社会的影響の大きな判断を求められる紛争について質の高い判断を示すことが求められ、裁判外の制度等が創設された後にも新たな問題について制度運用に資する基準を提供するとともに、裁判外での解決が困難な事件を適切に解決していくことが求められる。司法型ADRとして民事調停の充実が必要で、家事事件では家庭裁判所が紛争解決の中核であり、事件処理の負担が増えると予想され、裁判所は、運用改善等の努力だけでなく、裁判所の基盤整備を含めた態勢面の施策も着実に実現していく必要がある。

(3) これに対して当連合会は、社会的要因に対する実証的な分析結果は、司法の手続・制度面の問題点を検討する上でも示唆に富む資料となるとして、裁判所が、全国のどこでも、どのような紛争でも適正かつ迅速に解決する容量と態勢を整えていることは、単に紛争当事者の権利保護に資するだけでなく、法治国家として不可欠な社会基盤である。紛争の解決が裁判所に持ち込まれず潜在化していることについて、潜在化している紛争とは具体的にいかなる問題・紛争なのか、それらは、なぜ司法による解決ルートに現れてこないのか、逆にこれらが顕在化した場合、裁判所を始めとする紛争解決の諸制度に、どのような課題が生じるかを検討することも必要であると指摘し、裁判所の基盤整備の必要性を重ねて述べて、特に、裁判官非常駐支部の解消をはじめとする支部問題の重要性を指摘した。報告書が指摘した小規模な案件に限らず、訴訟になじみにくい内容の案件や、訴訟によらず民事調停で解決を図るケースに対応するために、本庁、支部だけでなく、簡易裁判所の充実も不可欠であり、総合的な基盤整

備(裁判官・書記官の増員、物的施設の拡充、調停委員の態勢強化)を図り、紛争解決における裁判所の役割を強化することが重要かつ不可欠であると指摘した。また、多様な紛争解決手段の整備、証拠・情報収集手続の拡充、集合的権利訴訟制度の導入・整備など紛争解決のプロセスの充実、弁護士費用保険や民事法律扶助など解決コスト面の制度整備など、広い観点から紛争解決制度全体の整備・強化を図っていく必要がある。家庭裁判所については、件数の増加や先鋭化による負担増は既に明らかであり、家事調停を始めとする家庭裁判所の機能充実、裁判官、調停委員の増員などの基盤整備・機能強化が急務との意見も述べた。

9 第6回報告書から第8回報告書と日弁連意見書

(1) 第6回以降の検証が、手続の運用改善について視点を絞って掘り下げる形となり、審理の運用に関して実務上、具体的で有用な情報、プラクティスの紹介、意見交換が行われる結果となって、その結果が更に実務に反映されるようになったのは前記のとおりであり、当連合会としても、報告書の内容が実務の指針を示すようになってきていることの周知に努めてきた。

(2) 第6回報告書から第8回報告書

① 民事について

争点整理手続における裁判所と当事者との認識共有に係る運用状況や、合議体による審理の活用等につき実情調査が実施された。報告書には、認識共有が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれるとの記載、事件類型別や事件の質的困難化の観点からも分析を行うことが必要との指摘、また「その他の損害賠償」にはそもそも何が争点になるか等の認識共有が困難な非典型的な事件を数多く含むため、平均審理期間が比較的長い事件類型であるところ近年その事件数は増加傾向にあるとの指摘がされた。

また、各報告書では、合議体による審理の活用については積極的・肯定的な評価をするとともに、裁判所が多数の事件を抱えて繁忙な中で苦心・工夫をしていることがうかがえるとしている。

② 刑事について

第8回の迅速化検証から、裁判員裁判事件における公判前整理手続の運用状況について実情調査が開始され、地裁本庁の裁判官、対応する検察庁の検事、対応する弁護士会に所属する弁護士へのヒアリングが行われた。

電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の量の増加や解析、確認作業の負担が公判前整理手続の長期化に影響を与えていること、科学的・専門的知見が問題となる事件における専門家へのアクセスに関

するプラクティス、弁護人の証拠開示請求に関する問題意識に言及された。

③ 家事について

第6回の迅速化検証では、2013年（平成25年）1月施行の家事事件手続法に基づく家事調停における裁判官関与の充実及び透明性の高い手続実現のための運用状況を検証するための実情調査が実施された。

第7回の迅速化検証以降、家事調停における裁判官関与の取組、調停と審判や人事訴訟との関係等の運用状況等につき、実情調査が実施された。

(2) 第6回報告書から第8回報告書に対する日弁連意見書の要旨

① 民事について

迅速化法の目的は、手続運用上の改善の取組のみならず、司法をめぐる人的・物的基盤の整備からも達成されるべきものであって、常に運用改善と基盤整備の両面から検討する姿勢が不可欠であることを繰り返し指摘してきた。

また、合議体による審理の活用についても、人的態勢の拡充等を含め単独事件の負担軽減を図るための施策が必要である。この点については、第4回報告書においても「裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備について十分留意する」旨述べられている。

② 刑事について

法曹三者の認識共有の取組で改善するというだけでは十分ではなく、態勢面の強化が図られなければならない。

事件内容の変化に対応して、検察庁が現状の人員態勢で著しく繁忙になっているため、その態勢強化を図ることが必要である。被告人の防御権という観点からは国選弁護士2名体制で常に足りるのかという問題がある。客観的証拠の開示のための機材が整っていない等も期間を要する要因になっている可能性がある。

法曹三者の認識共有が十分に図られていないことが長期化の要因であるとの報告書の指摘があるが、刑事事件の場合には認識共有とは何をどこまで共有するのかという問題がある。このほか、被告人の身体拘束が弁護側の準備に多大な制約・負担となっている。刑事訴訟法の改正という視点も必要である。全面的証拠開示が実現すれば、審理期間の短縮に大きな効果がある。また、裁判員裁判が裁判官の不足、法廷の不足により遅延している可能性、あるいは今後の遅延が生じる懸念にも目を向けるべきである。

③ 家事について

別表第一審判事件の急増による負担の増加が、別表第二審判事件や一般調停事件の平均審理期間や具体的な事件処理に影響している可能性があるのではないかと指摘した。また、家事事件の増加や解決の困難化については福祉機関との連携協議の在り方など、より具体的な改善課題、方策を積極的に示していくことも重要であると述べた。

各回の検証報告書では、家庭裁判所の裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員の繁忙度や、小規模庁の所在地における調停委員の人材確保等の課題に触れられていない。裁判官関与の充実の取組についても、裁判官の繁忙度からの視点が見られない。家庭裁判所が繁忙で調停期日が入りにくいこと、長い評議待ち時間が生じること、調停室や待合室の不足などは少なくとも手続代理人や利用者の感覚からは明らかである。人的物的な態勢拡充の観点を常に関連付けて検討すべきである。

なお、第8回報告書に対する日弁連意見書では、家事事件について、態勢面の強化の必要性に加えて、特に、次のような具体的言及をした。

手続代理人弁護士の間接関与のない案件において、当事者の利益保護や手続進行上の問題は生じていないかなども検証する必要がある。子の監護事件については、審理期間の動向にとらわれて十分な権利保護、利害調整を欠く拙速な手続進行を招かないことが重要である。試行的面会交流の設備や実施状況、家裁調査官の関与や担当件数の検証など、手続の実質的な内容面から利害調整が十分に行われているかを重視すべきである。調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うことについては、裁判官と弁護士との間に意識の違いも見られ、今後も更に検証が必要である。

10 第9回報告書（2021年7月公表）と日弁連意見書

(1) 第9回の迅速化検証は、引き続き、第8回までのテーマを軸とした更なるフォローアップ検証が予定されていたが、2020年（令和2年）に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響という攪乱要因が生じた。実情調査のヒアリングも、民事・家事・刑事いずれも1か所ずつ、ウェブ会議を利用した調査となった。

(2) 裁判所業務に対する新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、東京都の感染状況が深刻であったことも踏まえて、東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁を対象として調査が実施された。緊急事態措置の実施期間（2020年（令和2年）4月及び5月）中、裁判所は緊急性の高い業務を除いて業務を縮小し、既済事件はその業務縮小の範囲の違いにも左右されるが前年同月よりも減少し、緊急事態措置の解除後は感染防止策を講じながら段階的に業務を再開したことで、既済事件数が同

年6月以降に徐々に回復したことが明らかとなったと報告された。

(3) 分野別の報告書の内容

① 民事について

第9回報告書では、第6回から第8回までのテーマを基本的に踏襲しつつ、争点整理の活性化に関して裁判官と代理人との議論に着目された。

代理人の側からは「裁判所が、代理人に対して質問する際に、どのような理由からその疑問を抱いたのかについてまで詳しく説明することはなく（代理人としては、その主張・立証が認められないという可能性が高いという趣旨と理解している）、（中略）代理人として準備不足、認識不足等の事情等もあり、裁判官の質問に対して的確に答えられないことが多い」といった実情が紹介された。期日前の準備の実情においては「期日間の準備が予定どおり進まず、結果として、準備書面の提出が遅くなることから、期日前の準備についても十分に行われていない実情がうかがわれた」とされている。

また、今後に向けて「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、審理運営の在り方に変化が生じていることが紹介された。こうした変化は民事訴訟手続のIT化を見据えた審理運営の改善にもつながっていくものであり、有用な運用を着実に定着させるためには、裁判官のみならず、弁護士もそのような意識を持って取り組む必要がある」とし、「社会全体が新たな生活様式へと変化していく中、民事訴訟手続のIT化を並行して実践していくことも踏まえると、法曹関係者が協力して、既存の審理運営の在り方にとらわれずに、審理運営を改善するためにはどのような方策が考えられるかについて、真剣に考え、取り組んでいくべきである」とも述べている。

② 刑事について

防犯カメラ映像など客観的証拠の増加や科学的・専門的知見が問題となる事件が増加しているほか、社会情勢の変化や科学技術の進展等を背景とする言わば外在的な要因については訴訟関係者の取組により直ちに対処することが容易でない。公判前整理手続が長期化することの弊害や、迅速・充実化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の基本的な在り方について更に議論を深め、認識を共有するとともに、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であるとされた。

③ 家事について

家事事件全体について、別表第一審判事件の新受件数は引き続き増加傾向にあり、別表第二事件の新受件数は調停事件を中心におおむね

緩やかな増加傾向にあり、一般調停事件については新受件数が減少傾向にある一方で平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあるとした。

遺産分割事件においては、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあったと考えられるが簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が積極的に活用されていることが運用改善上の一つの取組として注目されると言及された。

婚姻費用分担事件の増加傾向が指摘され、別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなったり、離婚・婚姻費用のいずれを先に取り上げるかで紛糾したりするなどが長期化要因となっている可能性が指摘された。調停事件については、午後に時間枠を二つ取ること、期日の所要時間と課題を明確に意識すること等々の工夫、取組に言及された。また、子の監護の事件では引き続き新受件数の増加と審理期間の長期化がうかがわれるとした。

人事訴訟は、新受件数が若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。全体的に進行の困難な案件が増えていると考えられるが、その要因として、財産分与の申立てのある離婚事件で資料収集をめぐる審理が難航しがちであることや、離婚原因について必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情の主張の応酬などがある。関連して、人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営の在り方についても検討された。

(4) 第9回報告書に対する日弁連意見の要旨

① 民事について

裁判官が中立の形で述べても代理人は当該主張が通りにくいとの警戒感を抱く場合が多く、質問の意図を裁判官に尋ねることが少ないのは、裁判官の質問が意外であってその場ですぐに意図や趣旨を確認できないか、本人への確認の必要性等から即答を控える場合もある。期日前に裁判所から代理人へ連絡できるようにするなどの方法により改善すべきである。裁判官の発言も一方当事者への肩入れの指摘をおそれて曖昧である場合がある。

真に争点整理を活性化するためには、法律構成、主張立証予定の発言、進行の見通しなどに関する代理人の発言が後から揚げ足取り（対立当事者の代理人が援用するなど）されないこと、争点整理の過程では一定の変更や撤回があっても当然という前提を、裁判所がより明示・徹底する必要がある。

期日間準備についても、代理人は依頼者との調整など様々な要素の中で期日間準備をしており、事前の想定通りに進まないことは起こる。

代理人による事前準備が想定よりも時間を要し、準備が不十分なまま期日を迎えた場合、ウェブ期日の導入により柔軟な対応が可能になっているから、その次の期日間隔を短く設定すること等で審理を充実させる柔軟な進行が検討されるべきである。

合議体による審理の活用については第9回でも肯定的な報告がなされたが、現状の人的態勢を前提とした合議体活用のための取組、工夫ではそろそろ限界もあると考えられる。人的態勢の拡大が不可欠の課題である。

今後に向けて法曹関係者が協力して改善の方策を検討していくことの重要性に異論はないが、個々の取組についてはあくまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特異な状況下で応急的・便宜的にとられた側面を含むことを意識し、既存の手続規定との整合性などを確認しながら検討していくべきである。

② 刑事について

客観的証拠の増加など公判準備の負担が増す中では、裁判の迅速化のために証拠のデジタル化、証拠解析のためのシステム改善、検察庁の人的・物的態勢の強化充実、被告人が証拠を十分に検討できるかに配慮した適切な保釈の運用、拘留所においても被告人がデジタル証拠を十分に検討できる環境の整備、必要な数の国選弁護人の選任なども視野に入れて検討することが必要であると考えられる。

また、報告書は認識の共有を言うが、刑事裁判の迅速化に当たって害されてはならない権利利益の主体は被告人であり、検察官が証明責任を負う刑事手続では、民事事件における争点整理や証拠等の重要性についての双方当事者の認識共有と同列に論ずることはできない。

③ 家事について

家庭裁判所が繁忙であることは以前より指摘されており、一定の人的態勢拡充は行われてきているものの、手続代理人の立場からは大きな改善は実感できない状態にある。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、調停室の不足、待合室の混雑回避の困難等が更に明らかになり、家庭裁判所の基盤整備の必要性がより一層明らかになったといえる。

調停について午後に2枠を取ること等の工夫が重要であることは否定しないものの、所要時間の短縮や事情聴取の効率性の追求は、当事者の解決意欲の妨げになる可能性がある。「あるべき調停の姿」について引き続き議論を重ねることが重要である。

子の監護者指定、子の引渡しや面会交流等の事件については子の福祉の実現を最も重要な観点として調整を行い、拙速な手続進行を招か

ないよう家庭裁判所の司法的機能、福祉的機能が十分に発揮されることが重要である。

人事訴訟の争点整理が長期化することは日々実感するところである。五月雨式な財産開示要求、周辺事情の主張の広がり過ぎなどに対する取組として報告された内容は今後、実務上推進していくべきであると考え、人事訴訟を念頭に置いた離婚調停については、調停は訴訟とは異なり、法的判断を意識しながらも双方の主張を聴きつつ調整を行い、合意形成を目指す手続であるから、当事者や事案によっては人事訴訟の見通しを示すことが調停での解決が促進される場合もあるが、調停が人事訴訟に向けた争点整理になるような運用は避けなければならない。

- 1 1 第10回報告書について
意見書で詳論したとおりである。

以 上